

第9回 坊っちゃんカップジュニアヨット大会

OP級Aクラス、OP級Bクラス

帆走指示書（S I）

1. 適用規則

本大会は、以下の規則を適用する。

- 1.1 2013-2016「セーリング競技規則」（以下規則という。）に定義された規則を適用する。
- 1.2 OP級Aクラスについては規則42の違反に対して、付則Pを適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、艇庫前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日最初の予告信号の90分前までに公式掲示板に掲示される。但し、レース日程の変更は、発効する前日の19:00までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、艇庫前に設置されたポールに掲揚する。
- 4.2 音響信号1声と共に『D』旗が掲揚された場合は、「予告信号は、『D』旗掲揚の30分以降に発する。」を意味する。艇は、『D』旗が掲揚されるまで出艇してはならない。『D』旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスにのみ適用する。
- 4.3 予告信号予定時刻の30分前までに『D』旗が掲揚されない場合、その日のレース又は次のレースのスタートは、延期されていることを意味する。

5. 海上で発する信号

- 5.1 スタート・ラインまたはフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会の信号艇に『N/H』旗、『N/A』旗、『AP/H』旗、『AP/A』旗が掲揚された場合は、規則レース信号に定められたそれぞれの意味に加え、「全艇直ちに帰港し、帰着申告をしなさい。」を含むものとする。この項は、規則レース信号を変更している。
- 5.2 信号が、クラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスにのみ適用される。

6. レースの日程

6.1 レースは次のとおり予定する。

12月7日（土）	12:00	OP級Aクラス	第1レース予告信号
	12:05	OP級Bクラス	第1レース予告信号

引き続き、レースを実施する。

12月8日（日）	9:00	OP級Aクラス	その日最初のレース予告信号
	9:05	OP級Bクラス	その日最初のレース予告信号

引き続き、レースを実施する。

6.2 レース数

クラス	予定レース数
OP級Aクラス	6
OP級Bクラス	6

6.3 大会最終日は、12：30以降の予告信号は発しない。

7. クラス旗及びクラス識別

7.1 クラス旗は、次のとおりとする。

OP級Aクラス……………『黒字OP』旗

OP級Bクラス……………『赤字OP』旗

8. レース・エリア

添付図Aにレース・エリアを示す。レース委員会は状況によりレースエリアを変更することができる。また、2海面を使用することができる。2海面を使用する場合には出艇までに公式掲示板に掲示する。

9. コース

9.1 添付図Bは、各レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

9.2 予告信号以前に、マーク3からマーク1へのおおよそのコンパス方位をレース委員会の信号艇に掲示する。

9.3 コースのレグは準備信号の後には変更しない。これは規則33を変更している。

10. マーク

10.1 添付図Bで示すマーク1、2、3は、黄色の円柱形ブイを使用する。OP級Bクラスで使用するマーク1はオレンジ色の俵形ブイとする。

10.2 スタート・マークは、『オレンジ旗』を掲揚しているレース委員会の信号艇と黄色の棒状形ブイとする。

10.3 フィニッシュ・マークは、『オレンジ旗』と『青色旗』を掲揚しているレース委員会の信号艇とオレンジ色の球形ブイとする。

11. スタート

11.1 スタートは、規則26を用いてスタートする。

11.2 スタート・ラインはスターボードの端にあるスタート・マーク上に『オレンジ旗』を掲揚しているマストと、ポートの端にあるスタート・マークの間とする。

11.3 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていないクラスの艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。

11.4 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」と記録される。この項は、規則A4を変更している。

- 11.5 引き続きレースを行う場合、レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を掲揚する最低3分前に音響信号1声とともに『オレンジ旗』を掲揚する。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上に『オレンジ旗』を掲揚しているマストと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークの間とする。

13. タイム・リミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」と記録される。この項は、規則35、A4、A5を変更している。

14. 抗議と救済の要求

- 14.1 抗議書は艇庫前にあるレースオフィスで入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、適切な時間内にレースオフィスに提出されなければならない。
- 14.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時間はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 14.3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締切時刻後20分以内に通告を掲示する。審問は艇庫内にあるプロテストルームにて、掲示した時刻に始められる。
- 14.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 14.5 指示1.2に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。
- 14.6 指示11.3、16、22の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、「プロテスト委員会」が決定した場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は、DPIである。
- 14.7 レースを行う最終日では、審問の再審の要求は、次の時間内に提出しなければならない。
- (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後15分以内。
- この項は、規則66を変更している。
- 14.8 レースを行う最終日にはプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から15分以内でなければならない。これは、規則62.2を変更している。

15. 得点

- 15.1 大会の成立には、1レースを完了することを必要とする。
- 15.2 5レース未満しか完了しなかった場合、艇の得点は、すべてのレースの得点の合計と

5 レース以上完了した場合、艇の得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。

- 15.3 指示 16.1、16.2、16.5 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1点を上回らない。これは、規則 63.1、A4 及び A5 を変更している。なお、引き続きレースが行われた場合には、指示 16.1 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 16.2、16.5 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

16. 安全規定

- 16.1 競技者は、出艇申告書にサインした後でなければ出艇してはならない。出艇申告書は、予告信号の 60 分前から 30 分間レース事務局に用意される。
- 16.2 競技者は、その日の最後のレース終了後 60 分以内にレース事務局に用意される帰着申告書にサインしなければならない。
- 16.3 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。また中止または延期されたレースが再開される場合には指示 16.1 に従い出艇申告を行わなければならない。
- 16.4 レース委員会は、救助を要すると判断した場合、競技者の意思に関わらず救助することがある。これを理由に救済の要求はできない。この項は、RRS60.1(b)を変更している。
- 16.5 レースをリタイヤする艇、またはレース・エリアを離れる艇は、出来る限りレース委員会艇にその旨を伝えなければならない。また、帰着申告の際にその旨を報告しなければならない。
- 16.6 艇の乗員は、離岸してから着岸するまでの間、有効な浮力を有するライフジャケットを着用しなければならない。ただし、短時間に衣類を着脱する場合はこの限りではない。これは規則第 4 章前文及び規則 40 を変更している。

17. 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に行わなければならない。

18. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

19. 賞

レース公示の通りとする。

20. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任において大会に参加しなければならない。主催団体および本大

会に関与するその他の全ての団体、ならびにこれらに属する役員、スタッフは、大会前、大会中、大会後を問わず、陸上または海上において発生した物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を追わないものとする。

2 1. 保険

それぞれの参加艇は、有効な賠償責任保険に加入していなければならない。

2 2. ゴミの投棄

艇は、海にゴミを捨ててはならない。

2 3. 無線通信

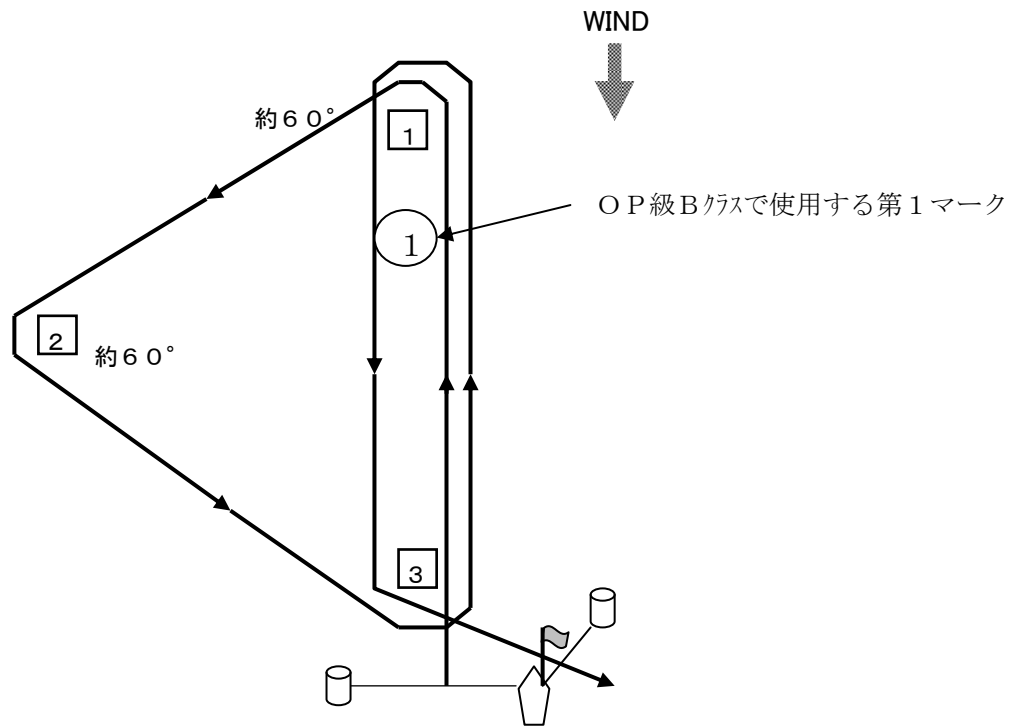
全てのレース艇は海上ではワイヤレスの通信機器（携帯電話を含む）の所持及び使用を禁止する。

別添図ー1 レース・エリア



別添図-2 コース図

OP級Aクラス (S-1-2-3-1-3-F)



OP級Bクラス (S-1-3-1-3-F)

